

管理組合参謀役

マンション管理士・FP高橋事務所信

2017年（平成29年）5月25日発行

編集／発行者：高橋 庸夫

住所：東京都足立区東和三丁目 10-10-510

電話：03-5613-8167

URL: <http://www.tsuneo-mankan.com/>

国土交通省は3月16日、法定福利費の確保による建設業の社会保険等未加入対応地・建設産業局建設市場整備課長名で関係団体に通知した。建設作業員の社会保険加入要経費」と位置付けた法定福利費が盛り込まれた予定価格で契約するよう工事の発注容で、マンションの大規模修繕工事においても配慮が必要になる。

法定保険料率は、東京都が1.5%。仮に躯体補修費が50万円の場合は、利費は500万円で、積算額は155410円となる。MKSは合せて標準見積書を作成。工事種別も五入捨とされる。

厚生労働省は3月1日、民泊実態調査の結果を発表した。民泊の現状を把握する目的で、民泊サイトに登録されている全国1万5127件について、旅館業法の許可状況などを調べた。同法に基づく許可を得ていらない物件は4624件で、全体の約3割。このうち、共同住宅は2508件で、半数以上を占めている。

サイト上に正式な住所等の記載がないために、施設の特定ができるないままでは、調査中のとされた物件は7998件。全体の52・9%にも上った。同省は「物件の特定期定すら非常困難であった」と報告しており、調査 자체が難しかったことがうかがえる。こうした施設は無許可営業である可能性が高いと考えられる。

一方、許可取得は2505件と、全体の16・5%にとどまつて、営業種別内訳は、簡易宿泊所の営業での許可が1

地域別の許可取得状況は、東京都特別区部や政令指定都市を示す「大都市圏中心市」では、許可150件（1.8%）、無許可2692件（28%）、物件特定不可等5358件だつた。

で、対照的な結果となつた。大都市圏中心市は、無許可と物件特定不可等を合わせると全体の9割超にもなる。

**違法営業 民泊実態 調査 共同住宅が5割超 簡易宿所で許可が7割弱 厚労省**

を明示する形をとつている。◇法定福利費が見積もりに明示されることは、一般的にはその工事費はその分上がる。法定福利費を計上していい場合に比べて工事費が高くなるわけだ。しかもマンショングループ大規模修繕は新築工事と比べ、労務比率が高い。法定福利費も決して小さい額ではない。作業員の安全・健康の確保を図るに管理組合も工事を実施する際は、こうした環境の変化に留意する必要がある。法定福利費が計上された見積もりを「高い」と切り捨てるのではなく、適正な工事を実施するための必要経費だと考え、その上で業者選びを進めたい。(マンショングループ管理新聞 1034号)

# Report 築31年で窓・サッシ、玄関扉を交換

# 「住み継ぐ」を意識する

小山田桜会  
1  
2

# 経産省の補助金活用

東京都町田市の小山田桜台1-2団地管理組合はおとし、築31年で窓ガラス・サッシと玄関扉の交換工事を実施した。総工事費約1億3000万円のうち、窓ガラス・サッシ改修費用の三分の一に当たる約3000万円は補助金で賄った。工事から約1年が経ち、住環境の向上を実感する一方、次の課題も見えてきたようだ。

団地は全19棟で総戸数は151。今年で築3年を迎えた。4階建ての中層棟と2階建てのテラスハウスで構成されている。修繕委員長を務める佐藤巖さんは「玄関扉はパッキングが劣化して隙間風が入る。枠が

なりました」と佐藤さん。◇

工事終了から約1年4ヶ月。佐藤さんは「冬も寒くならない。暖かい」と公示している。

一方で、結露については住棟や住戸の位置で差があるといふ。

後の室内環境を評価するが、最大の効果は「やはり防音かな。員長でテラスハウス

近くにバス停があるけど、バスの音が聞こえなくなつた」と

修繕委員会の副委員長で、

## 窓 サッシ 改修補助事業

# 「新耐震」なり玄関扉毛

もう同じものがなかつた」と、サッシも同様の状況だつた。サッシの交換は長期修繕計画に計上されていなかつた。改修を実施するには費用面で課題があつたが、窓ガラス・サッシの改修には経済産業省や国土交通省から補助金が出る。「補助金が出る、というのを聞いて、ダメ元でやってみようかと

窓ガラスやサッシの改修には国の補助制度が使える。経済産業省の「住宅省エネリノベーション促進事業」と国土交通省の「住宅ストック循環支援事業」が該当する。

「省エネ」は、2015年度補正予算で組まれた事業内容では全戸の全窓改修が条件だが、工事費の改修には国の補助制度が使えたのはここが利用したのには制度で、事業は17度も実施予定。詳細4月以降に明らかなる見通しだ。

「住宅ストックは、新耐震基準で建設を行っているか、改修どを行い現行耐震準に適合しているか、シヨンが対象だ。

なく、一部窓の改修でも利用できるのが特徴だ。16年度からは玄関扉の交換も対象になった。地方自治体でも、こうした補助制度の創設が進む。17年度には東京都が窓・サッシ改修に対する補助制度を創設する予定で、東京都港区や台東区は補助制度を創設済

みだ。補助制度の対象になるような改修を実施した場合は、所得全の特別控除があり、固定資産税額も減額されるメリットもある。

「小山田桜台」でも市に申告し、固定資産税の減免を受けた。(マンショングループ)

編集後記

平成29年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行されます。施行により個人情報を取り扱う人数制限が撤廃され、居住者名簿を作成、使用するマンション管理組合も中小規模事業者として法の適用対象となります。昨年11月に個人情報保護委員会が公表した同法ガイドラインには様々な意見が寄せられたため、同委員会では本年3月に管理組合が個人情報を扱う場合の「注意事項」についてHPに公表しています。ご参考まで